

広島市社会福祉法人等指導監査実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設の指導監査に関する基本的な事項を定め、統一的かつ効果的な指導監査を実施することにより、適正な法人運営と施設経営の確保を図ることを目的とする。

（対象法人及び施設）

第2条 この要綱に基づく指導監査（以下「指導監査」という。）は、広島市が所管する法人に対する指導監査（以下「法人指導監査」という。）及び広島市が所管する別表に掲げる社会福祉施設（以下「施設」という。）に対する指導監査（以下「施設指導監査」という。）とする。

（所掌等）

第3条 指導監査は、法人指導監査及び児童福祉施設（心身障害児施設を除く。以下同じ。）以外の施設に係る施設指導監査にあつては健康福祉局監査指導課（以下「監査指導課」という。）が、児童福祉施設に係る施設指導監査にあつてはこども未来局こども未来調整課（以下「こども未来調整課」という。）が、それぞれ所掌するものとする。

2 指導監査の実施に当たっては、監査指導課又はこども未来調整課（以下「監査指導課等」という。）と対象施設の所管課（以下「施設所管課」という。）が相互に連携をとって円滑な実施を図るものとし、施設指導監査は、原則として施設所管課の職員が同行するものとする。

（法人指導監査の方法等）

第4条 法人指導監査は、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長・老健局長連名通知）に基づき行うものとする。

2 法人指導監査は、一般監査と特別監査を実地に行う。

（施設指導監査の方法等）

第5条 施設指導監査は、第1号に掲げる通知に基づき、また、第2号から第4号までに掲げる通知を標準として行うものとする。

- (1) 生活保護法による保護施設に対する指導監査について（平成12年10月25日社援第2395号厚生省社会・援護局長通知）
- (2) 老人福祉施設に係る指導監査について（令和3年11月15日老発1115第4号厚生労働省老健局長通知）
- (3) 障害者支援施設等に係る指導監査について（平成19年4月26日障発第0426003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- (4) 児童福祉行政指導監査の実施について（令和7年3月21日こ成事第175号・こ支総第50号こども家庭庁成育局長・支援局長連名通知）

2 施設指導監査は、次のとおり一般監査と特別監査を行う。

(1) 一般監査

一般監査は、原則として、前項各号に掲げる通知に定める周期により、実地に施設に対し行うこととする。ただし、別に定める施設については、書面によることができるものとする。

(2) 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に実施するものとする。

ア 施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき。

イ 最低基準違反があると疑うに足る理由があるとき。

ウ 度重なる一般監査によっても是正の改善が見られないとき。

エ その他特別の理由があると認められるとき。

3 施設指導監査は、なるべく法人指導監査と並行して行うものとする。

(実施計画等)

第6条 指導監査のうち一般監査の実施に当たっては、監査方針、指導監査事項のうちの重点監査項目、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定するものとする。なお、広島県が所管する社会福祉法人が設置経営する施設の施設指導監査については、広島県が実施する法人に対する指導監査と同時実施に努めるものとする。

2 指導監査のうち特別監査については、随時に実施するものとする。

(指導監査班の編成等)

第7条 指導監査の実施に当たっては、指導監査の種類、法人及び施設の規模等に応じて、法人指導監査にあつては監査指導課の職員2名以上、施設指導監査にあつては監査指導課等及び施設所管課の職員2名以上をもって指導監査班（以下「指導監査班」という。）を編成し、その班長は監査指導課等の係長相当職以上（やむを得ない事情がある場合は主事）の職にある者をもって充てるものとする。

(指導監査の実施)

第8条 指導監査の実施に当たっては、原則として指導監査実施日の2週間前までに、法人指導監査にあつては法人代表者宛に、施設指導監査にあつては施設の設置者又は施設の長（以下「施設の設置者等」という。）宛に、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、書面による一般監査の場合及び特別監査であつてあらかじめ文書により通知することが適当でない場合はこの限りでない。

(1) 指導監査の根拠規定

(2) 指導監査の日時及び場所

(3) 監査職員

(4) 法人及び施設の出席者

(5) 準備すべき書類等

(指導監査資料等の徴取)

第9条 指導監査の実施に当たっては、効果的、効率的な指導監査を行うため、法人指導監査にあつては法人代表者及び施設指導監査にあつては施設の設置者等から指導監査資料その他の必要な資料(以下「指導監査資料等」という。)をあらかじめ徴取するものとする。

2 指導監査資料等の内容、様式及び徴取の時期は、実施計画の策定時又は必要の都度定めるものとする。

(指導監査実施上の留意事項)

第10条 実地に行う指導監査においては、指導監査における責任を明確にするとともに実効を期するため、実施当日に、法人役員又は施設の設置者(以下「役員等」という。)の立会いを求めるものとする。

2 前項の実施当日の指導監査終了後、原則として指導監査班の班長等は、役員等及び関係職員に対して指導監査結果の講評を行い、あわせて法人及び施設の運営その他に関する意見、要望等を聴取するものとする。

(指導監査結果の措置)

第11条 指導監査結果の復命、決定及び通知等については、次により措置するものとする。

(1) 指導監査結果の復命

指導監査班の班長は、指導監査実施後速やかに指導監査結果における改善を要すると認めた事項、助言事項及び問題点等について復命書を作成し、かつ、これに指導監査班の職員の所見及び現地における意見、要望等を付して、法人指導監査のみを行う指導監査にあつては監査指導課長に、それ以外の指導監査にあつては監査指導課長又はこども未来調整課監査指導担当課長(児童福祉施設に係るものに限る。)及び施設所管課の課長に、それぞれ復命するものとする。

(2) 指導監査結果の決定

指導監査結果については、前号の復命に基づき監査指導課等及び施設所管課が連携して検討を行い、改善を要する事項の有無を決定するとともに、改善を要する事項がある場合には文書指摘事項及び指導事項に区分し、これに対する指導監査対象の法人又は施設が採るべき措置を具体的に決定するものとする。

(3) 指導監査結果の通知

指導監査結果については、復命後速やかに前号で決定した改善を要する事項が無い旨又は改善を要する事項がある場合には文書指摘事項及び指導事項の内容と改善方法を文書をもって法人代表者又は施設の設置者に対し通知するものとする。

(4) 改善を要する事項に対する改善措置報告書の徴取

前号の指導監査結果の通知において改善を要する事項がある場合は、原則としてその通知の日から1か月以内に、当該法人代表者又は施設の設置者から、改善を要する事項に対する改善措置の状況(改善に長期間を要する事項についてはその改善計画)を記載した改善措置報告書を徴取するも

のとする。

(5) 改善措置の確認及び事後指導

監査指導課等及び施設所管課は、前号の改善措置報告書に基づき、改善措置の状況についての確認を行うとともに、必要がある場合は、改善のための事後指導を行うものとする。

(指導監査事務の連絡調整等)

第 12 条 監査指導課等及び施設所管課は、指導監査を的確に実施するため、第 6 条に規定する実施計画の策定、特別監査の実施その他指導監査の実施に関して必要な事項について協議するものとする。

2 指導監査結果において、特に重大な問題が認められた場合及び重大かつ緊急な措置等を要する問題が認められた場合並びに関係者から通報があった場合は、監査指導課等及び施設所管課その他の関係課が連携して対応策等を協議するとともに必要な措置を講ずるものとする。

(指導監査結果の公表等)

第 13 条 法人運営の適正化と利用者の立場に立った質の高い福祉サービスの提供に資するとともに、福祉サービスの利用者に対し情報提供するため、実施した指導監査の概要、法人及び施設ごとの指導監査結果（実地に行った一般監査の文書指摘事項に限る。）及びその改善措置の状況、その他必要な事項を一括して広島市ホームページに掲載し公表するものとする。

2 指導監査結果については、毎年度必要な集約を行い、次年度以降の指導監査に資するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 14 年 2 月 8 日から施行する。

2 広島市社会福祉施設等指導監査実施要綱（平成元年 7 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 6 日から施行し、平成 19 年度に実施する指導監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 4 日から施行し、平成 24 年度に実施する指導監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 10 日から施行し、平成 28 年度に実施する指導監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 10 日から施行し、平成 29 年度に実施する指導監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 4 日から施行し、平成 30 年度に実施する指導監査から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行し、同日以後に実施する施設指導監査から適用する。
- 2 改正後の第 5 条第 2 項の周期に係る規定（同条第 1 項第 2 号の通知に係るものに限る。）は、前回の実地監査を実施した日の属する年度の翌年度から起算して適用するものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、改正前の第 5 条第 2 項第 1 号ただし書に定めるところにより、書面によることとした施設指導監査（令和 3 年度に係るものに限る。）の実施については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和 7 年 4 月 4 日）から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表

指導監査対象施設			指導監査根拠規程
第一種社会福祉事業	保護施設	救護施設	生活保護法第 4 4 条第 1 項
	児童福祉施設	乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 児童心理治療施設	児童福祉法第 4 6 条第 1 項
		(障害児施設)	
	老人福祉施設	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム	老人福祉法第 1 8 条第 2 項
		軽費老人ホーム	社会福祉法第 7 0 条
	障害者支援施設		
第二種社会福祉事業	児童福祉施設	保育所	児童福祉法第 4 6 条第 1 項

※ 指導監査対象施設は、本市が設置した施設を除く。